

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	令和7年度電 子納品保管管 理業務委託	令和7年 8月13日	5,863,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共施設情報管理システム」を活用し、電子納品(成果品データ)を保管管理するものである。併せて電子化されていない過去の成果(マイクロフィルム等)を電子化し、同システムに登録する事により、さらなる利便性の向上を図る。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターでは、沖縄県土木建築部所管の公共施設情報を統合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、電子納品の他、道路、河川、海岸等、各データの管理・提供を開始しているところである。</p> <p>同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等の管理施設情報と連携して、工事、委託の電子成果品データが検索、取得できるため、これまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援が可能であるため、同システムに関する著作権・所有権を有する沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
2	技術・建設 業課	沖縄県建設産業 ビジョン推進 事業業務委託	令和7年 7月16日	9,108,000	一般社団法人沖縄しまた て協会	沖縄県浦添市勢理客四 丁目18番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、本県の建設産業に対する理解、沖縄県建設産業ビジョン推進方策に関する企画提案能力及び業務遂行体制等が求められる。そのため、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。選定委員会において企画提案内容等を審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。	
3	道路街路 課	令和7年(行ウ) 第15号 収用 補償金増額請 求事件の訴訟 委託	令和7年9 月26日	5,956,300	弁護士法人ひかり法律事 務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は収用補償金増額請求事件の訴訟代理人を委託するものである。 県を当事者とする訴訟代理人は、当該訴訟事件について専門的な知識及び経験を有し、県政に対する理解と協力を得られることが必要である。 契約の相手方は、県土木建築部関連訴訟に精通しており、県の顧問弁護士を務めていた経験もあることから、県政に対する理解と協力を得ることができるとし、本訴訟の代理人として選任を行ったものである。 以上	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	道路管理課	地方交付税基礎数値に関する道路台帳調書作成業務委託	令和7年9月30日	4,785,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	(公財) 沖縄県建設技術センター(以下、「建設技術センター」)は、インフラ施設の情報管理のため「OCTC公共施設情報管理システム」を構築し、沖縄県内の道路や河川、海岸等の公共土木施設の台帳等を同システムで一元管理を行っている。 そこで道路台帳調書を作成するにあたって、同システムを活用して道路台帳に関する諸元等の確認・更新を行うことが不可欠であることから、同システムに関する著作権・使用权を有する沖縄県建設技術センターへ地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定及び(一財) 沖縄県建設技術センターと随意契約を締結する際の考え方により随意契約を行うものである。	特命 随意契約
5	河川課	河川情報基盤整備工事(R7)	R7.8.12	45,870,000	JRCシステムサービス株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市壺川三丁目2番地4	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本工事は沖縄県河川情報システムのうち、職員用web画面の水位1分値表示を統合・更新するとともに、公開用web画面を最新版へ更新するため、サーバ更新及びシステム改修を行うものである。 工事の対象となる同システムは、一体的な機能発揮が求められる密接不可分な関係にある。 システム等の開発者と同一の者に工事を施工させなければ、既存システム及び設備等の円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあり、特命随契とした。	特命随意 契約
6	港湾課	港湾施設公民連携推進業務委託	令和7年7月29日	38,324,000	(株)建設技術研究所 沖縄支社	沖縄県那覇市泊2-1-18	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があり、2社から企画提案があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社は、実施方針・特定テーマの提案に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
7	空港課	R7下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務	令和7年8月25日	17,965,200	PwCアドバイザリー 同会社	東京都千代田区大手町1丁目1番1号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	空港課	石垣空港従業員駐車場管制システム更新工事(R7)監理業務	令和7年9月10日	1,661,000	株式会社 環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	地方自治法 施行令167 条の2第1項 第2号	<p>本業務は改修工事における監理業務であり、設計段階では把握できない改修箇所が顕在化する可能性が高く、現状を把握しながら工事を進めることとなるため、これらの施工方法等において適切な対処が必要となる。</p> <p>また、工事監理の対象となる駐車場は、従業員が施設を利用しながらの工事となっている。そのため、設計段階で予期し得なかった事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等が求められる。</p> <p>以上のことから、改修対象の目的物において、性質上、施設運営上の制約がある状態となっている。</p> <p>上記相手方は、設計業務を通して、施設管理者や施設利用者の状況把握、施設の状態に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応ができ、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p> <p>よって、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約の相手方としたい。</p>	特命随意契約
9	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール台帳管理業務(R7)	令和7年7月8日	3,938,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	(契約の性質・目的が競争入札に適しないため) 契約の目的もしくは性質から、契約を履行できるのが、当該台帳管理システムの著作権及び使用権を持つ同センターに特定されるため。	特命随意契約
10	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール照明施設更新業務	令和7年7月29日	9,372,000	沖縄都市モノレール株式会社	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2 第1項第2号	(契約の性質・目的が競争入札に適しないため) 契約の目的もしくは性質から、契約を履行できるのが、県との覚書に基づき自由通路及び連絡通路の維持管理を受託して実施している沖縄都市モノレール株式会社に特定されるため。	特命随意契約
11	都市計画・モノレール課	令和7年度第4回パーソントリップ調査計画策定業務	令和7年7月10日	98,087,000	計量計画研究所・中央建設コンサルタント共同企業体 ①一般財団法人計量計画研究所 ②株式会社 中央建設コンサルタント	①東京都文京区後楽一丁目4番14号後楽森ビル12階 ②沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。応募者から提出された技術提案書等を技術審査会において審査したところ、都市交通マスタープランの策定にあたり、その履行に適したものと評価され、指名審査会でその評価が確認されたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	都市計画・ モノレール課	令和7年度沖 縄らしい風景づ くりに係る人材 育成業務	令和7年7 月14日	15,741,000	一般社団法人 沖縄しま たて協会	沖縄県浦添市勢理客四 丁目18番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の社より応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、当該業務に係る実施体制、実施方針、特定テーマに関する技術提案に関する企画書の内容が業務の履行に適していたため、契約の相手方として選定した。	
13	都市計画・ モノレール課	令和7年度沖 縄県屋外広告 物あり方等検 討業務(新たな 技術開発によ る屋外広告物・ 安全管理編)	令和7年8 月7日	17,358,000	八千代エンジニアリング 株式会社沖縄事務所・株 式会社ホープ設計共同企 業体  ①八千代エンジニアリン グ株式会社沖縄事務所 ②株式会社ホープ設計	①那覇市久茂地3丁目21 番1号 ②那覇市首里赤田町3丁 目5番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、その屋外広告物行政に係る豊富な実績から業務への理解度、実施体制が優れており、新技術の屋外広告物及び屋外広告物の安全管理について、現状と問題を分析し、その課題解決に向けた具体的な提案を的確性、実現性をもって行っていることから、契約の相手方として選定した。	
14	都市公園 課	沖縄県総合運 動公園炊事棟 改築工事設計 業務	令和7年 9月30日	11,514,000	(株)具志堅建築設計事務 所	沖縄県那覇市楚辺2-31 -9	第167条の2 第1項第2号	対象施設は、公募(設計競技)により設計提案を求め、審査により金賞受賞者を選定している。公募条件において、金賞受賞者と実施設計の契約を結ぶこととなっていることから、受注者が所属している当該設計事務所と随意契約を行う。	特命随意 契約
15	首里城復 興課	令和7年度首 里城正殿赤瓦 製造業務委託	令和7年7 月15日	38,555,000	沖縄県赤瓦事業協同組 合	沖縄県与那原町字上与 那原491-11-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	
16	首里城復 興課	令和7年度県 民等参画促進 事業	令和7年7 月24日	11,099,000	協同組合沖縄産業計画 代表理事 喜瀬 喜文	沖縄県那覇市上之屋314 番地2 サンメディアビル 3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は県民等の首里城復興への参画機会創出に係る取組及び情報発信の支援に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	首里城復興課	令和7年度首里社地区交通・観光マネジメント調査等業務委託	令和7年7月31日	15,334,000	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務は、交通計画を伴うまちづくり計画に加え琉球の歴史、文化に関する豊富な知識や専門的な技術が要求されることから、技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できると考えられ、よってプロポーザル方式による発注方式を採用としている。	
18	首里城復興課	上之御殿エリア東側擁壁等設計業務	令和7年7月31日	5,830,000	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務は、上之御殿エリアの崖地、既存石積部分への擁壁設置設計を行う業務である。 これまで文化財の発掘調査を実施しているが、工事を進めながら新たな遺構も複数出現しているため、擁壁の再検討が必要となった。 文化財や遺構の状況を把握し、保護するための専門的な検討も必要であり、また、「中城御殿跡地整備検討委員会」を踏まえた検討も必要であるため、これまで中城御殿及び上之御殿の設計検討を実施し、現場の状況及びこれまでの経緯を相当熟知しており、現場の状況を十分把握している当該業者以外では、迅速かつ円滑な業務遂行は困難である。	特命随意契約
19	建築指導課	令和7年度被災建築物の応急危険度判定体制整備業務	令和7年7月22日	2,766,500	公益社団法人 沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1-4-26	第167条の2 第1項第2号	応急危険度判定は地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定し、その結果を表示する制度であり、本業務では、応急危険度判定士の養成、模擬訓練業務を委託するものである。同法人は、熊本地震での派遣実績を有する他、応急危険度判定及び同訓練の技術・ノウハウを持つ唯一の団体であるため。	特命随意契約
20	建築指導課	令和7年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託	令和7年9月12日	37,070,000	パシフィックコンサルタンツ株式会社沖縄支社	沖縄県那覇市前島3丁目1番15号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、業務の理解度や特定テーマにおける実現性等に優れており、最も評価が高かった左記の者を契約の相手方として選定した。	
21	住宅課	令和7年度住宅関連情報提供事業及び技術者育成事業等委託業務	令和7年7月14日	9,447,900	令和7年度住宅関連情報提供事業及び技術者育成事業委託業務 一般社団法人沖縄県建築士事務所協会・公益社団法人沖縄県建築士会共同企業体	沖縄県浦添市西原1丁目4番26号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者(2社の共同企業体)から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案力及び専門性に優れており、総合得点が評価最低基準を上回っていたことと、1者のみの応募であったことから、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	住宅課	県営住宅ストック総合活用基礎調査業務	令和7年9月17日	10,868,000	ランドブレイン株式会社 沖縄事務所	沖縄県那覇市松尾一丁目19番27号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案力及び専門性に優れており、総合得点が高かったため、契約の相手方として選定した。	
23	施設建築課	県営愛知高層住宅昇降機改修工事	2025/7/10	56,081,300	株式会社 沖縄日立	沖縄県那覇市字安謝230	地方地自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>本工事は、県営愛知高層住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事を行うものである。</p> <p>当該エレベーターは、メーカーの(株)日立ビルシステムの県内代理店であり施工業者である(株)沖縄日立により設置された。</p> <p>工事発注にあたって、近年の県発注エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、(株)沖縄日立以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況である。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、左記契約予定相手方と随意契約を行いたい。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当すると考えられるので、左記1者から見積書を取ることとする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	施設建築課	県営具志川東団地・桑江高層住宅昇降機改修工事	2025/7/10	106,150,000	沖縄東芝エレベーター株式会社	沖縄県那覇市字銘苅180-7	地方地自法施行令第167条の2第1項第2号	<p>本工事は、県営具志川東団地および県営桑江高層住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事を行うものである。</p> <p>当該エレベーターは、メーカーの東芝エレベーター(株)の県内代理店であり施工業者である沖縄東芝エレベーター(株)により設置された。</p> <p>工事発注にあたって、近年の県発注エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、沖縄東芝エレベーター(株)以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況である。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、左記契約予定相手方と随意契約を行いたい。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当すると考えられるので、左記1者から見積書を取ることとする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	施設建築課	県営真喜良第二団地建替工事(第1期・エレベータ)	令和7年8月29日	45,096,400	沖縄菱電ビルシステム株式会社	沖縄県那覇市久茂地1-3-1	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第8号	<p>本工事は、以下のとおり、入札不落となった経緯がある。                      令和7年6月24日: 公告                      令和7年7月10日: 入札(機械器具設置工事、沖縄県内)                      1回目入札で1者中1者が予定価格超過。                      2回目入札で1者中1者が予定価格超過。                      3回目入札で1者中1者が予定価格超過となり、予定価格範囲内の入札がないため、取りやめ。</p> <p>本工事は予定価格5千万円未満であるが、不調・不落対策として、入札参加条件を緩和した一般競争入札を実施している。                      エレベーター設置工事は、専門的な技術が必要なため、専門業者以外では施工が困難である。そのため、再度公告入札を実施しても、入札参加者の増加は見込めない。                      これらの理由から、平成25年12月12日付土総第1667号を適用し、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定に基づく随意契約を行う。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	施設建築課	普天間高校校舎改築工事(第1期・解体)監理業務	令和7年7月9日	3,113,000	株式会社 ワールド設計	沖縄県那覇市古島1-15-5、1F	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>本業務は、普天間高校校舎改築工事(第1期・解体)に係る監理業務である。</p> <p>今回解体予定の校舎敷地は、狭小な敷地となっており、工事施工においては安全性への配慮が必要となっている。</p> <p>また、解体工事エリアに隣接して校舎があり、学校を運営しながらの工事となるため、工事期間中、別の予期し得ぬ事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>以上のことから、解体工事の対象となる施設について、構造上、利用形態上の制約があると判断される。</p> <p>左記相手方は、解体工事の実施設業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するものとし、左記相手方を随意契約の相手方とし、1者からの見積徴取とする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	施設建築課	普天間高校改築工事(普通教室棟等)修正設計業務	令和7年7月28日	2,442,000	株式会社 ワールド設計	沖縄県那覇市古島1-15-5、1F	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>対象工事の普天間高校改築工事(普通教室棟等)の設計業務は、左記設計者により、普天間高校校舎解体工事の設計と併せて「普天間高校改築工事(普通教室棟等)実施設計業務」として令和4年10月31日に完了している。</p> <p>今回の修正設計業務では、単価入替、見積再徴収及び仮設計画の再検討を行うものである。現在、土木建築部施設建築課発注の普天間高校校舎改築工事(第1期・解体)が行われており、仮設計画を再検討するに当たり解体工事との調整を行うため敷地内の状況について熟知している必要がある。</p> <p>したがって、左記設計者に引き続き委託することにより、円滑な業務の進捗が思料される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記相手方を随意契約の相手方とし、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するため、1者からの見積もり徴取とする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	施設建築課	沖縄県工業技術センター受変電設備改修工事(SUB2受変電室) 監理業務	令和7年8月22日	2,024,000	株式会社 ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>沖縄県工業技術センター受変電設備改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和5年12月18日に完了している。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、工事を行うなかで、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化した際に、変更設計等迅速な対応が求められる。</p> <p>また、停電作業を伴う工事であり、入居者にも影響が見込まれることから、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、想定外施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものとする。</p> <p>左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、改修工事という工事内容の特殊性により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。</p> <p>また、随意契約とする場合、左記以外の業者に履行させることがないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きにより、左記1者から見積書を取るものとする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	施設建築課	議会棟本会議場音響設備等改修工事監理業務	令和7年9月12日	2,505,800	株式会社 環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>議会棟本会議場音響設備等改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和7年1月31日に完了している。</p> <p>今回の工事監理業務の対象となる工事は、議事運営のための音響設備を改修するものであり、議事日程に基づいて工事施工のスケジュールを調整する必要がある。この工事は一般的な改修工事とは異なり、特殊な工程の組み立てが求められる。</p> <p>また、議会の運営に直接影響を及ぼすため、現場を停滞させずに工事を進めることが求められる。そのため、工事中に予期しない問題が発生した場合には、迅速かつ適切な対応が必要である。現場の状況や議会事務局との調整に精通した左記設計者を契約の相手方とする必要があり、競争入札には適さないと考えられる。</p> <p>左記設計者は、設計業務を通じて議会事務局の担当者からヒアリングを行い、議事運営に関する詳細な情報を得ている。音響設備の改修に関しても状況を十分に把握しているため、予測される不測の事態にも迅速かつ円滑に対処できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本工事の工事内容の特殊性により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。</p> <p>また、随意契約とする場合、左記以外の業者に履行させることがないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きにより、左記1者から見積書を取るものとする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	施設建築課	沖縄県三重城合同庁舎大規模改修工事監理業務R7	令和7年9月18日	2,486,000	有限会社 ティ・エムエンジニア	沖縄県宜野湾市宇地泊3-13-18	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>沖縄県三重城合同庁舎大規模改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和6年3月21日に完了している。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、工事を行う中で、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化した際に、変更設計等迅速な対応が求められる。</p> <p>また、建物に職員が居ながら実施する執務並行工事であり、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、想定外施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものとする。</p> <p>左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び利用者棟の業務内容に精通しており、令和7年度管財課葉中の三重城合同庁舎改修工事の設計・監理業務も担当したことから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、改修工事という工事内容の特殊性により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とする。</p> <p>また、随意契約をする場合、左記以外の業者に履行させることができないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きにより、左記1者から見積書を取るものとする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	施設建築課	奥武山庭球場 管理棟改修工 事設計業務	令和7年9 月30日	9,897,000	studio jag 1級建築 士事務所	沖縄県浦添市宮城3-7 -5-101	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>本業務の対象となる庭球場は、奥武山公園内に位置しており、テニスコート利用者に多く活用されている。今後、国民体育大会で利用される予定があることから、既存トイレ・更衣室等に加え、救護室、観覧室の設置を行うにあたり、公募により設計提案(第13回沖縄県アンダー40設計競技)を求めた。</p> <p>当該設計競技においては、外部審査員等により、応募作品28点の中から設計案が選定された。左記相手方の設計案は、既存の建物の活かし方や増築部分とのバランスの取れた設計内容が評価され、金賞受賞に至った。また、金賞受賞者は設計候補者として設計業務の契約締結の交渉を行うこととなっている。</p> <p>よって、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(企画競争型随意契約による場合)に基づき随意契約の相手方とする。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	施設建築課	県営牧港団地 建替工事(第1 期)設計意図伝 達業務R7	令和7年9 月25日	2,486,000	(有)エン設計・(株)渡久山 設計 設計共同体 代表者 有限会社エン設 計	沖縄県沖縄市胡屋5丁目 24-6	地方地自法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>本業務は、県営牧港団地建替工事(第1・2期)の実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。</p> <p>設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等い正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(R6告示第98号 別添第一、三)</p> <p>したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の実施設計担当者となる。</p> <p>県営牧港団地建替工事(第1・2期)の実施設計業務は、令和3年度に一般競争入札により「県営牧港団地建替工事(第1・2期)実施設計業務」として、「(有)エン設計・(株)渡久山設計・(有)アカリ設計設計共同体」が受注しており、令和5年3月に完了している。しかし、構成員である(有)アカリ設計が廃業しており、すでに設計共同体は解体している。そこで再度、(有)エン設計と(株)渡久山設計に設計共同体を結成し、本業務を履行してもらうものとした。</p> <p>よって、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約を行いたい。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの「特別の事情」に該当するものとして、左記1者から見積書を取るものとする。</p>	特命随意契約
33	施設建築課	沖縄県アン ダ-40設計競 技運営業務(R 7)	令和7年9 月25日	2,766,500	公益財団法人 沖縄県建 築士会	沖縄県浦添市西原1-4 -26	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	<p>本業務は、(仮称)沖縄県平和祈念公園休憩所改築工事設計業務を募集する設計協議に係る運営業務である。</p> <p>設計競技にて建築物の作品の評価・採点を行うが、特定のコンサルタントと契約すると評価に偏りが生じる可能性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で定めるその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適さないものに該当する。</p> <p>そこで、平等な評価を行うため、建築関係協会3者より見積書を徴取して契約者を決定する。</p>	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	北部土木事務所	伊江島空港滑走路端安全区域整備工事(R7-1)	9月5日	71,500,000	有限会社 金城土建	沖縄県伊江村字西江前563	第167条の2 第1項第9号	本工事は、滑走路端安全区域整備事業で支障となる村道付替及び埋設管移設工事である。当初、一般競争入札にて発注し、入札・開札を終えて審査対象(1者)を特定したが、当該審査対象者が辞退し契約契約に至らなかった。再度の入札手続きを行う時間的余裕がないため、当該審査対象者を除く入札参加者(失格者除く)の中から最低額を入札した者を契約の相手方とした。	特命随意契約
35	北部土木事務所	北部管内河川巡視点検業務委託(R7)	7月29日	5,962,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、徒歩による目視点検が困難である区間を含む県管理河川において、河道を対象としてドローン調査により流下能力の阻害等の状況を把握して点検調書等を作成し、「OCTC 公共施設情報管理システム」へ登録を行う業務である。 沖縄県建設技術センターは県・市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。センターを活用した点検・評価を実施することで各土木事務所間でばらつきのない評価が得られ、知見やノウハウを蓄積し評価基準の基礎資料を積み上げることができること、「OCTC 公共施設情報管理システム」を構築・運用しており、記録保管する体制が整っていることから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
36	北部土木事務所	二見トンネル電気設備更新工事監理業務委託(R7)	8月22日	2,068,000	株式会社 日興建設コンサルタント	沖縄県浦添市伊祖3-4-3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、名護市二見トンネルの電気設備等更新工事にかかる監理業務である。対象となる工事は供用中のトンネル内において片側通行規制を伴うため、安全かつ効率的な工程管理・調整が求められ、現場の状況に精通している必要がある。本工事に係る設計業務実施を通じ、利用者の状況を把握しており施設の状況に精通していることから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁整備工事(架 設桁設備解体)	令和7年9 月18日	136,180,000	ピーエス・大米建設・長浜 建設特定建設工事共同 企業体 ①ピーエス・コンストラク ション(株)沖縄営業所 ②(株)大米建設 ③(有)長浜建設	沖縄県那覇市前島2丁目 21番13号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県随意契約ガイドライン5-(2)-①に該 当。 架設桁設備はバランスドガンチレバー公報の 架設に必要な設備であり、本橋梁建設のため に製作した特殊仕様となっている。 本工事は、架設桁設備を有するピーエス・大米 建設・長浜建設JVと継続して契約しなければ ならない。 上記の理由により、当該工事の性質が、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号(特殊 な技術、機械又は整備等を必要とし、契約を履 行できる者が特定される場合)に該当するた め、ピーエス・大米建設・長浜建設JVと随意契 約を締結した。	特命随意 契約
38	中部土木 事務所	R7倉敷ダム流 木止め設備修 繕工事	令和7年9 月30日	19,800,000	(有)協築	沖縄県沖縄市美原1丁目 18番22号	第167条の2 第1項第8号	本工事については、指名競争入札による手続 を進めていたが、再入札において落札者なし で取止めとなった。そこで、地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最 後まで入札した2者について見積合わせを行 い、左記業者と随意契約を締結した。	
39	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 7-2)	令和7年9 月30日	14,003,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、幸地インター線に係る工事における 総合的技術支援業務を委託するものである。 本業務は「公共工事の品質確保の促進に関す る法律」に基づき工事監督代行業務及び積算 代行業務を実施し発注関係事務の適切な実施 を総合的に支援するものであり、実績・公平性・ 中立性の観点から本業務の実施において他に 代わる者はいないことから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定に基づき、 (公財)沖縄県建設技術センターと特命随意契 約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	中部土木 事務所	中部管内河川 巡視点検業務 委託(R7)	令和7年7 月4日	3,861,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、徒歩による目視点検が実施困難である区間を含む県管理河川において、点検対象物のうち、河道を対象にドローン調査による土砂堆積や樹木繁茂等の状況を把握し、評価を含む点検調書を作成後、「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録を行う業務である。河道については、具体的な評価基準が示されておらず、今後、各土木事務所の統一的な評価基準を定めるため、当面の間、河道の点検・評価を実施した上で評価基準の基礎資料を積み上げる必要がある。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センターと言う。)は、社会資本整備等への支援により県民福祉の推進に寄与することを目的として、県内市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関である。当面の間、センターを活用した点検・評価を実施することで、各土木事務所間でばらつきのない評価が得られ、また、知見やノウハウを蓄積し評価基準の基礎資料を積み上げることができる。</p> <p>また、センターは、点検調書を登録する「OCTC公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、点検・評価を記録保管する体制が整っている。</p> <p>以上のことから、センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
41	中部土木 事務所	街路事業草刈 清掃業務委託 (R7-1)	令和7年8 月1日	3,905,000	(一社)北中城村シル バー人材センター	沖縄県北中城村字仲順 432番地	第167条の2 第1項第3号	<p>当該業務は胡屋泡瀬線(沖縄市内)の草刈清掃を行う業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合から役務の提供を受けるため、沖縄市近隣に事業所を設ける当センターと随意契約を締結した。</p>	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	中部土木 事務所	街路事業草刈 清掃業務委託 (R7-2)	令和7年8 月1日	2,728,000	(公社)宜野湾市シル バー人材センター	沖縄県宜野湾市新城二 丁目4番11号	第167条の2 第1項第3号	本業務は県道24号バイパス線(北谷町内)の草 刈清掃を行う業務であり、地方自治法施行令 第167条の2第1項第3号、高齢者等の雇用の 安定等に関する法律に規定するシルバー人材 センター連合から役務の提供を受けるため、北 谷町近隣に事業所を設ける当センターと随意 契約を締結した。	
43	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)機 械設備損料算 定業務委託(R 7)	令和7年8 月18日	2,970,000	(一社)日本建設機械施 工協会	東京都港区芝公園3丁目 5番8号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備にお ける架設桁設備について、供用日数の増加に伴 う損料の再算定を行うこと、また、県道20号線(泡 瀬工区)架設桁設備機械損料算定業務委託 (H30)で設定した架設桁歩掛りについて解体方法 決定に伴う、歩掛りの再検討を行う業務である。 本業務の実施にあたっては、建設機械施工の知 識に精通していることや、建設機械損料算定及び 積算基準の構成要素となる建設機械設備に関す る高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠であ る。さらに、幅広い行政分野にわたる技術的検討 能力・情報収集能力が必要であるほか、中立性・ 公平性を有する必要がある。 (一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機 械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与 することを目的として設立された協会である。同協 会は、機械損料に関する「建設機械等損料表」 や、多種多様な架設設備機械を用いた橋梁架設 工法に関する「橋梁架設工事の積算」を発行して おり、本業務を遂行することができるのは当協会 のみである。 以上のことから、業務の円滑な遂行と信頼性のある 業務成果が期待できるため、地方自治法施行 令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特 命随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和7年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	宮古土木 事務所	宮古管内道路 附属物点検支 援業務委託(R 7)	令和7年7 月31日	301,400	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	本業務で点検データを登録する「OCTC公共 施設情報管理システム」は、(公財)沖縄県建 設技術センターが著作権・使用权を保有するシ ステムであり、沖縄県随意契約ガイドライン「5- (2)-⑩-A 特定の者が有する排他的権利(特許 権・著作権等)を必要とするもの」に該当するた め、(公財)沖縄県建設技術センターを契約の 相手方として選定した。	特命随意 契約
45	首里城復 興課(追加)	令和7年度首 里城復興イベ ント運営事業委 託業務	令和7年 8月19日	35,000,000	株式会社シュガートレイ ン・有限会社アイディー・ ブランド共同企業体  ①(株)シュガートレイン ②(有)アイディー・ブランド	①那覇市首里儀保町2丁 目13番地 2階 ②那覇市銘苅1丁目2番 22号 前幸ビル301号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は、魅力的なイベント内容を提案したこと、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	